

京都市告示第 157 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定しましたので、同条第 4 項の規定に基づき告示します。

平成 22 年 6 月 30 日

京都市長 門川大作

道路の種類	路線名	区間
一般市道	久世高田 2 号線	南区久世高田町 3 7 6 番地地先から 南区久世高田町 3 7 6 番地地先まで
	久世高田 3 号線	南区久世高田町 3 9 9 番地地先から 南区中久世町 1 丁目 3 1 4 番地地先まで
	久世高田 4 号線	南区久世高田町 4 0 1 番地地先から 南区久世高田町 4 0 1 番地地先まで

(建設局土木管理部道路河川管理課)